

事務連絡

平成26年10月14日

宮城労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審査室長

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修の実施について

標記の研修について、別紙により実施するので、関係職員の参加に配慮されたい。
受講者については、平成26年10月24日（金）までに、当室あてにメールで登録（任意様式）されたい。

また、研修では、別添の事項について討議、情報交換等を行う予定であるから、併せて登録するようお願いする。

(別紙)

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修について

1 趣旨・目的

労災保険給付等に係る行政事件訴訟の事務を担当する労働局職員（以下「訟務担当者」という。）に対して、中央労災補償訟務官が新件協議における留意点、主要な勝訴・敗訴判決の要因分析及び訴訟対応上の留意事項等を解説することにより、訟務担当者の訴訟追行能力の向上に資するため。

2 日時

11月12日（水） 午後1時30分から午後5時15分まで

3 場所

宮城労働局労働基準部労災補償課 会議室

3 参加予定者

北海道・東北ブロック（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）労働局における訟務担当者（訟務官、労災補償監察官等）のうち希望する者

4 研修次第案

[I 講義] 午後1:30～4:25

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 趣旨説明 | 5分 |
| ② 最近の判決の動向、新件協議での留意点 | 25分 |
| ③ 勝訴・敗訴要因 | 60分 |
| (休憩 3:00～3:15) | |
| 勝訴・敗訴要因 | 30分 |
| ④ 訴訟を意識した原処分 | 30分 |
| ⑤ 訴訟対応上の留意事項 | 10分 |

(休憩 4:25～4:35)

[II 討議、情報交換等] 4:35～5:15

- ⑥ 訟務処理体制 局管理職（局課長、部長）の関わり、署の関わり
- ⑦ 労災法務専門員の活用
- ⑧ 医学意見書作成を依頼できる医師の確保
- ⑨ その他協議事項
- ⑩ 質疑

5 本省担当官 中央労災補償訟務官 菊池

事務連絡

平成26年10月14日

北海道、青森、岩手、
秋田、山形、福島 労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修の実施について

標記の研修について、別紙のとおり予定しているので、希望する職員の研修への参加に配慮されたい。

参加者については、平成26年10月24日（金）までに、当室あてにメールで登録（任意様式）されたい。

また、研修では、別添の事項について討議、情報交換等を行う予定であるから、併せて登録するようお願いする。

(別紙)

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修について

1 趣旨・目的

労災保険給付等に係る行政事件訴訟の事務を担当する労働局職員（以下「訟務担当者」という。）に対して、中央労災補償訟務官が新件協議における留意点、主要な勝訴・敗訴判決の要因分析及び訴訟対応上の留意事項等を解説することにより、訟務担当者の訴訟追行能力の向上に資するため。

2 日時

11月12日（水） 午後1時30分から午後5時15分まで

3 場所

宮城労働局労働基準部労災補償課 会議室

3 参加予定者

北海道・東北ブロック（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）労働局における訟務担当者（訟務官、労災補償監察官等）のうち希望する者

4 研修次第案

[I 講義] 午後1:30～4:25

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 趣旨説明 | 5分 |
| ② 最近の判決の動向、新件協議での留意点 | 25分 |
| ③ 勝訴・敗訴要因 | 60分 |
| (休憩 3:00～3:15) | |
| 勝訴・敗訴要因 | 30分 |
| ④ 訴訟を意識した原処分 | 30分 |
| ⑤ 訴訟対応上の留意事項 | 10分 |

(休憩 4:25～4:35)

[II 討議、情報交換等] 4:35～5:15

- | |
|---------------------------------|
| ⑥ 訟務処理体制 局管理職（局課長、部長）の関わり、署の関わり |
| ⑦ 労災法務専門員の活用 |
| ⑧ 医学意見書作成を依頼できる医師の確保 |
| ⑨ その他協議事項 |
| ⑩ 質疑 |

5 本省担当官 中央労災補償訟務官 菊池

事務連絡

平成26年10月14日

大阪労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修の実施について

標記の研修について、別紙により実施するので、関係職員の参加に配慮されたい。

受講者については、平成26年10月20日（月）までに、当室あてにメールで登録（任意様式）されたい。

また、研修では、別添の事項について討議、情報交換等を行う予定であるから、併せて登録するようお願いする。

(別紙)

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修について

1 趣旨・目的

労災保険給付等に係る行政事件訴訟の事務を担当する労働局職員（以下「訟務担当者」という。）に対して、中央労災補償訟務官が新件協議における留意点、主要な勝訴・敗訴判決の要因分析及び訴訟対応上の留意事項等を解説することにより、訟務担当者の訴訟追行能力の向上に資するため。

2 日時

11月4日（火） 午後1時30分から午後5時15分まで

3 場所

大阪労働局労働基準部労災補償課 会議室

3 参加予定者

近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）労働局における訟務担当者（訟務官、労災補償監察官等）のうち希望する者

4 研修次第案

[I 講義] 午後1:30～4:25

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 趣旨説明 | 5分 |
| ② 最近の判決の動向、新件協議での留意点 | 25分 |
| ③ 勝訴・敗訴要因 | 60分 |
| (休憩 3:00～3:15) | |
| 勝訴・敗訴要因 | 30分 |
| ④ 訴訟を意識した原処分 | 30分 |
| ⑤ 訴訟対応上の留意事項 | 10分 |

(休憩 4:25～4:35)

[II 討議、情報交換等] 4:35～5:15

- | |
|---------------------------------|
| ⑥ 訟務処理体制 局管理職（局課長、部長）の関わり、署の関わり |
| ⑦ 労災法務専門員の活用 |
| ⑧ 医学意見書作成を依頼できる医師の確保 |
| ⑨ その他協議事項 |
| ⑩ 質疑 |

5 本省担当官 中央労災補償訟務官 金沢

事務連絡

平成26年10月14日

滋賀、京都、兵庫、

奈良、和歌山

労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課

労災保険審理室長

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修の実施について

標記の研修について、別紙のとおり予定しているので、希望する職員の研修への参加に配慮されたい。

参加者については、平成26年10月20日（月）までに、当室あてにメールで登録（任意様式）されたい。

また、研修では、別添の事項について討議、情報交換等を行う予定であるから、併せて登録するようお願いする。

(別紙)

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修について

1 趣旨・目的

労災保険給付等に係る行政事件訴訟の事務を担当する労働局職員（以下「訟務担当者」という。）に対して、中央労災補償訟務官が新件協議における留意点、主要な勝訴・敗訴判決の要因分析及び訴訟対応上の留意事項等を解説することにより、訟務担当者の訴訟追行能力の向上に資するため。

2 日時

11月4日（火） 午後1時30分から午後5時15分まで

3 場所

大阪労働局労働基準部労災補償課 会議室

3 参加予定者

近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）労働局における訟務担当者（訟務官、労災補償監察官等）のうち希望する者

4 研修次第案

[I 講義] 午後1:30～4:25

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 趣旨説明 | 5分 |
| ② 最近の判決の動向、新件協議での留意点 | 25分 |
| ③ 勝訴・敗訴要因 | 60分 |
| (休憩 3:00～3:15) | |
| 勝訴・敗訴要因 | 30分 |
| ④ 訴訟を意識した原処分 | 30分 |
| ⑤ 訴訟対応上の留意事項 | 10分 |

(休憩 4:25～4:35)

[II 討議、情報交換等] 4:35～5:15

- ⑥ 訟務処理体制 局管理職（局課長、部長）の関わり、署の関わり
- ⑦ 労災法務専門員の活用
- ⑧ 医学意見書作成を依頼できる医師の確保
- ⑨ その他協議事項
- ⑩ 質疑

5 本省担当官 中央労災補償訟務官 金沢

事務連絡

平成26年10月14日

福岡労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修の実施について

標記の研修について、別紙により実施するので、関係職員の参加に配慮されたい。

受講者については、平成26年10月24日（金）までに、当室あてにメールで登録（任意様式）されたい。

また、研修では、別添の事項について討議、情報交換等を行う予定であるから、併せて登録するようお願いする。

(別紙)

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修について

1 趣旨・目的

労災保険給付等に係る行政事件訴訟の事務を担当する労働局職員（以下「訟務担当者」という。）に対して、中央労災補償訟務官が新件協議における留意点、主要な勝訴・敗訴判決の要因分析及び訴訟対応上の留意事項等を解説することにより、訟務担当者の訴訟追行能力の向上に資するため。

2 日時

11月28日（金） 午後1時30分から午後5時15分まで

3 場所

福岡労働局労働基準部労災補償課 会議室

3 参加予定者

九州・沖縄ブロック（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）労働局における訟務担当者（訟務官、労災補償監察官等）のうち希望する者

4 研修次第案

[I. 講義] 午後1:30～4:25

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 趣旨説明 | 5分 |
| ② 最近の判決の動向、新件協議での留意点 | 25分 |
| ③ 勝訴・敗訴要因 | 60分 |
| (休憩 3:00～3:15) | |
| 勝訴・敗訴要因 | 30分 |
| ④ 訴訟を意識した原処分 | 30分 |
| ⑤ 訴訟対応上の留意事項 | 10分 |
| (休憩 4:25～4:35) | |

[II 討議、情報交換等] 4:35～5:15

- ⑥ 訟務処理体制 局管理職（局課長、部長）の関わり、署の関わり
- ⑦ 労災法務専門員の活用
- ⑧ 医学意見書作成を依頼できる医師の確保
- ⑨ その他協議事項
- ⑩ 質疑

5 本省担当官 中央労災補償訟務官 金沢

事務連絡

平成26年10月14日

佐賀、長崎、
熊本、大分、
宮崎、鹿児島、沖縄 労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修の実施について

標記の研修について、別紙のとおり予定しているので、希望する職員の研修への参加に配慮されたい。

参加者については、平成26年10月24日（金）までに、当室あてにメールで登録（任意様式）されたい。

また、研修では、別添の事項について討議、情報交換等を行う予定であるから、併せて登録するようお願いする。

(別紙)

訟務担当者の訴訟追行能力等の向上のための研修について

1. 趣旨・目的

労災保険給付等に係る行政事件訴訟の事務を担当する労働局職員（以下「訟務担当者」という。）に対して、中央労災補償訟務官が新件協議における留意点、主要な勝訴・敗訴判決の要因分析及び訴訟対応上の留意事項等を解説することにより、訟務担当者の訴訟追行能力の向上に資するため。

2. 日時

11月28日（金） 午後1時30分から午後5時15分まで

3. 場所

福岡労働局労働基準部労災補償課 会議室

3. 参加予定者

九州・沖縄ブロック（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）労働局における訟務担当者（訟務官、労災補償監察官等）のうち希望する者

4. 研修次第案

〔I 講義〕 午後1:30～4:25

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 趣旨説明 | 5分 |
| ② 最近の判決の動向、新件協議での留意点 | 25分 |
| ③ 勝訴・敗訴要因 | 60分 |
| （休憩 3:00～3:15） | |
| 勝訴・敗訴要因 | 30分 |
| ④ 訴訟を意識した原処分 | 30分 |
| ⑤ 訴訟対応上の留意事項 | 10分 |
| （休憩 4:25～4:35） | |

〔II 討議、情報交換等〕 4:35～5:15

- ⑥ 訟務処理体制 局管理職（局課長、部長）の関わり、署の関わり
- ⑦ 労災法務専門員の活用
- ⑧ 医学意見書作成を依頼できる医師の確保
- ⑨ その他協議事項
- ⑩ 質疑

5. 本省担当官 中央労災補償訟務官 金沢

労働局

1 訟務処理体制について

① 応訴方針検討会議の出席者(役職名、人数)

--

② 法務局協議における出席者(役職名、人数)

--

2 訴訟追行体制について

① 期日への出廷者(役職名、人数)

--

② 進捗状況の把握・管理は、誰がどのように行っているのか。

--

3 準備書面案の作成について

① 法務局に提出するまでの確認(決裁)者

--

② 準備書面案の作成に当たり、苦慮している点、問題点

--

4 労災法務専門員の活用について

① 労災法務専門員への相談回数(出張相談を含む)(月〇回程度)

--

② 労災訟務において、どのような場面で活用しているか。(応訴方針検討、準備書面作成への助言、敗訴判決の検討、その他(具体的に))

--

5 医学意見書作成を依頼できる医師の確保のために工夫したこと、苦慮したこと

--

【協議事項記入票】

() 労働局	1	議題	
		提案理由 (できるだけ具体的に記入してください。)	

() 労働局	2	議題	
		提案理由 (できるだけ具体的に記入してください。)	

※協議事項が3つ以上ある場合、適宜項目を追加してください。